

## ワンポイントQ & A

「市章」って何ですか？

通常一つの自治体に一つ定められているシンボルマークのこと。市の公共施設や印刷物など、さまざまなものに使用されます。また「市の花」「市の木」も、市の象徴としてほとんどの自治体で定められています。「田原市・渥美町合併協議会」では、これらに「市民憲章」を加えた「慣行」について、新たな制定を検討することが確認されています。

どのように決定しますか？

渥美町と合併する10月1日までに、新たな「市章」「市の花」「市の木」「市民憲章」の制定を検討する市長の諮問機関として「田原市市章等検討委員会」が設置されました。この検討委員会は、学識経験者や両市町の住民代表など18名の委員で構成されています。去る5月9日(月)には第1回の検討委員会が開催され、会長に河合秀敏氏(愛知大学名誉教授)が委員の互選により選ばれました。



委員会であいさつする河合会長

「市章」「市の花」「市の木」は、皆さんからの応募作品について各分野の専門家の意見を交えながら絞り込みが行われ、検討委員会において検討後、候補案が市長へ答申されます。なお、「市民憲章」は公募にはなじみませんので、有識者へ原案の作成が依頼されています。最終的には、検討委員会の答申を受けた市長が決定します。

## 田原市「市章」応募要領

### 応募資格・方法

どなたでも、1人何点でも応募可

各世帯に配布した指定の応募用紙または縦長の白色A4版用紙(天地を明示)に15cm四方の枠を書いて作成し、「住所」「氏名(ふりがな)」「年齢」「性別」「電話番号」「デザインの趣旨」を記載用紙1枚につき1作品/応募用紙は田原市ホームページ[<http://www.city.tahara.aichi.jp>]からダウンロードできるほか、市役所・各市民館でも配布

応募は郵送または直接持参 ファックス・Eメールは不可

### 応募先

郵送の場合/田原市役所総務課 〒441-3492(住所不要)

持参の場合/田原市役所総務課・赤羽根支所 渥美町役場総務課

### 募集期間

6月30日[木]まで(必着)

### 賞金

最優秀賞(採用作品)/1点・30万円

優秀賞/4点以内・3万円

### 発表

広報たはら10月号および田原市ホームページなどで発表

### その他

応募作品は返却しません

採用作品に関する一切の権利は田原市に帰属します

応募作品については、一部補作・修正させていただく場合やモノクロで使用する場合があります

## 同時募集! 「市の花」「市の木」

田原市にふさわしい「市の花」「市の木」を考えてみませんか?

**応募の要件** 田原市の気候に適した親しみやすい花・木の名前(各応募につき1人1点まで)

**応募資格** 田原市または渥美町に在住・在勤・在学の方

**応募方法** はがきに「住所」「氏名(ふりがな)」「年齢」「性別」「電話番号」「花・木の名前」「制定したい理由」を記入し郵送(持参も可)/在勤・在学の方は「勤務先」または「学校・学年」なども記入

**応募先・募集期間・発表** 「市章」応募要領に同じ

**賞品** 採用作品の応募者の中からそれぞれ抽選で5名以内の方に記念品を贈呈

### 問い合わせ

田原市役所総務課 ☎23局 3506